

令和 7 年度実施細目事業

令和7年度 社会福祉法人那珂川市社会福祉協議会 実施事業計画
実施細目事業(案)

○活動計画

I 住民参加の地域福祉及び地域包括ケア並びに包括的な支援体制

づくりの推進

1 地域福祉活動推進事業

(1) 福祉ネットワーク推進地区支援事業

ふれあいサロン、子育てサロンの支援や福祉委員長会を開催するとともに、各行政区の福祉活動に対する支援を行う。

イ、「はじめての福祉ネットワーク活動」説明会(年1回・随時)

新区長、新福祉委員長、新サロン支援者等を対象に、福祉ネットワーク活動の理解を深めるために説明会や出前講座を実施する。

ロ、見守り活動意見交換会(年1回)

活動地区を対象に、見守り活動の必要性を確認し、日頃行っている見守り活動での課題を共有することを目的とする。

ハ、サロン支援者研修会(年1回)

サロン活動の充実や拡大を図るために、各地区で行っているサロン活動で生かせる内容について研修を行う。

ニ、子育てサロン支援者研修会(年1回)

各地区で行っているサロン活動の情報交換を行うことで、サロン活動の充実や拡大を図る研修を行う。

ホ、福祉委員長会(年2回)

福祉委員長相互の連携を図り、地域福祉の増進を図るため、那珂川市福祉委員長会を設置する。

ヘ、福祉委員長研修会(年4回)

地域の中での福祉のアンテナ役として福祉委員長の役割や福祉をとりまく状況についての研修、情報交換を行っていく。

ト、ニコニコお助け隊モデル地区事業

ニコニコお助け隊の仕組みを広げていくことを目的に、行政区単位にモデル地区を指定し、立ち上げを支援していく。

チ、バス利用説明会

(2) 福祉出前講座事業

住民が集まる会合等に職員を講師として派遣し、地域福祉に関する学習やレクリエーション・健康体操などを行うことで、地域で支え合う地域づくりと健康づくりを行う。

イ、出張講座の実施

社協職員が講座のテーマ（福祉ネットワーク活動、孤立死、認知症、日常生活自立支援事業、災害、大人向けの福祉体験、ニコニコお助けサービス、赤い羽根共同募金、社協会費、地域福祉活動計画）について講義等を行う。

□、講座の案内、PR 等の発信

社協で行われる講座の案内、PR を発信する。

(3) 高齢者福祉事業

高齢者になっても住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って暮らしていけるように支援を行う。

イ、一人暮らし高齢者配布事業

一人暮らし高齢者を対象に、民生委員訪問時に活用できる情報等を提供する。

□、高齢者福祉団体事業活動への支援及び助成

(4) 児童福祉事業

子どもたちが、福祉教育サポーターの支援のもと、福祉を知るきっかけをつくることで、「思いやり」や「お互い様」の気持ちを知る機会をつくるため、福祉教育事業などを行う。

イ、福祉教育の充実

小・中学校の福祉教育（総合学習）支援の一環として福祉に関する学習を推進する。また、学校と地域の福祉ボランティア団体との連携を図る。

□、福祉教育情報交換会(年1回)

市内の小・中学校福祉教育関係担当者等を対象に、福祉教育の取り組み状況・課題等の情報共有や意見交換を行う。また、福祉サポーターとの交流も併せて行う。

ハ、おもちゃの貸出

二、青少年福祉団体事業活動への支援及び助成

(5) 一人親家庭福祉事業

様々な事情で、一人親家庭が増加している。市内の一人親家庭福祉団体の活動支援を行う。

イ、一人親家庭福祉団体事業活動への支援及び助成

(6) 心身しょうがい児・者福祉事業

しょうがいがあることでの「暮らしにくさ」「生活のしづらさ」を知り、理解を深めることで、しょうがいがあっても住みやすい地域づくりを目指すため、たけのこクラブ、バンブーカフェ、精神保健福祉講座などを行う。

イ、たけのこクラブ(余暇事業)(年5回、夏3回、秋1回、春1回)

市内に住んでいるしょうがいのある小学児童に対し、レクリエーションや学習・体験活動を通して、ボランティアと交流する機会を持つ。今年度は、秋休み期間中に試行的に実施する。

□、ITUKOKO 部(年2回、夏1回、冬1回)

市内に住んでいるしょうがいのある中・高生に対し、レクリエーション

ンや学習・体験活動を通して、ボランティアと交流する機会を持つ。

ハ、バンブーカフェ事業(月1回)

市内のしょうがいがある方を対象に、仕事終わりに気軽に集える場所を開放し、憩い・語らい・つながりをもつことで、親睦を深めることを目的とする。また、年間を通して一緒に活動するボランティアも併せて募集する。

二、精神保健福祉講座(年1回・共催事業)

精神しょうがいに関する知識の普及と精神しょうがい者への理解を深め、しょうがいがあっても住みやすい地域づくりを目指す。

ホ、声の広報利用者の拡大

ヘ、しょうがい児・者等関係団体事業活動への支援及び助成

(7) 在宅福祉事業

だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける地域づくりのための支え合いの仕組みを構築するため、特約訪問・通所介護、緊急時等短期家事・介護サービス、にこにこお助けサービスなどを行う。

イ、特約訪問介護事業

介護保険や障がい福祉サービスを利用している方を対象に、制度外での生活援助や身体介護などの支援を提供するサービスを行う。

ロ、特約通所介護事業

介護保険や障がい福祉サービスを利用している方を対象に、制度外での通所介護などの支援を提供するサービスを行う。

ハ、緊急時等短期家事・介護サービス事業

制度上の支援を受けられない方を対象に、生活援助や身体介護などの支援を提供するサービスを行う。

二、ニコニコお助けサービス事業

現行の公的制度では対応できない「ちょっとした困りごと」に対して、「お助け隊(登録サポーター)」と利用者をつないで解決する。

ホ、行政区版「ニコニコお助け隊」養成講座(随時)

現行の公的制度では対応できない「ちょっとした困りごと」を解決する「お助け隊(登録サポーター)」の養成の出前講座を行う。

ヘ、福祉機器(車いす等)貸出

(8) 福祉バス運行事業

福祉関係団体及び地域福祉活動に対する福祉バスの運行支援を実施する。

(9) 地域づくり事業

地域の中の様々な福祉課題について「他人ごと」ではなく、「自分ごと」として考える機会をつくり、地域全体でお互い様といえる関係づくりが出来るように、地域福祉を考えるつどい、ボランティアフェスタ支援、人権フェスタ共催及び在宅介護者支援事業を行う。

イ、地域福祉を考えるつどい事業(年1回)

地域生活で生じるさまざまな問題を「他人ごと」としてとらえるのではなく、「地域みんなの問題」としてとらえるきっかけをつくることを目

的とする。

ロ、ボランティアフェスタ支援事業(年1回)

地域福祉の推進の一環として、地域の中にボランティア団体の活動を知ってもらい、参加してもらうためのきっかけづくりとなるための支援を行う。

ハ、人権フェスタ共催事業(年1回)

人権フェスタに積極的に参加し、人権問題は私たち一人ひとりの問題であることを認識し、人と人との交流を進め、人権を大切にするまちづくりを進めていく。

二、＃家族介護(年4回)

市内で介護をしている介護者が悩み等を分かち合える場を企業やボランティアの協力を得ながらつくる。

2 地域包括ケア体制事業

住み慣れた地域で生きがいを持った暮らしのできる地域づくりを目指す。

3 包括的支援体制事業

地区を担当する地域福祉コーディネーターの配置し、全世代型・包括的な支援の仕組みをつくるとともに、地域の福祉ニーズに合わせた講座の企画・運営、福祉活動の支援者等の支援、組織化に取り組む。

イ、「フードストック＋プラス」の実施(年1回)

未使用の食品、使用していない制服の回収後、各機関と連携し支援の必要な世帯への配布を行う。

Ⅱ 地域福祉活動の充実・拡大のための財源確保

4 地域福祉活動財源確保事業

(1) 社協会員制度推進事業

住民の会費により、地域福祉の推進に必要な地域活動を支援するため、広報啓発推進、会費運営推進及び組織体制充実事業に取り組む。

- ・広報啓発
- ・会費運営の推進
- ・組織体制の充実

(2) 共同募金運動推進事業

共同募金により、高齢者、しょうがい者、子どもたちなどへの地域の福祉活動や福祉団体などを支援するため、募金運営推進、広報・啓発推進及び組織体制充実事業に取り組む。

- ・戸別募金、街頭募金、企業募金、カード等募金の充実
- ・共同募金自販機の設置推進
- ・運動資材グッズの販売強化
- ・災害時の義援金募集

(3) 共同募金運動活性化事業

共同募金運動の充実のため、募金活動の活性化に取り組むため、寄附つき商品開発及びイベント開催事業を行う。

- ・市内の事業所、企業に寄附付き商品開発及びイベント主催者に募金箱設置の働きかけを行う。

(4) 歳末たすけあい運動推進事業

共同募金運動の一環として、地域生活課題に対応するとともに、だれもが安心して年末の時期を過ごすことができる財源となる年末たすけあい運動(12月1日から12月31日)の取り組みを検討するために調査、研究を進める。

- ・街頭募金、学校募金等の調査、研究
- ・広報・啓発の推進

Ⅲ 災害時及び防犯活動の連携・協力体制づくり

5 福祉避難所事業

災害発生時、いかなる場合でも福祉避難所を開設できるように、職員の研修及び避難所に必要な資材等を市と協議して準備を進めるため、福祉避難所設置準備及び運営事業などを行う。

- ・福祉避難所の運営については、市の災害対策本部からの要請により開設し、市と連携して取り組む。

6 災害ボランティアセンター事業

災害発生後、市の災害対策本部から、いかなる場合に災害ボランティアセンターの設置の要請があっても、同センターが設置できるように、職員の研修及び同センターに必要な手配や資材等を市や県社協と協議して準備を進めるため、同センター設置準備及び運営事業などを行う。

(1) 災害ボランティアセンター設置運営事業

- ・災害ボランティアセンター設置訓練(年1回)

(2) 災害ボランティア設置準備

- イ、災害ボランティアセンター組織体制の整備(リーダー会議の設置)
- ロ、筑紫地区防災担当者会議
- ハ、協定にかかる団体等との連携
- ニ、災害ボランティアセンターの設置マニュアルの見直し

7 防犯活動事業

福祉ネットワーク活動等の支援や相談において、防犯問題の早期発見・対応ができるよう、防犯活動の啓発や情報提供を行います。

Ⅳ 地域における公益的な取り組みの協働・展開の推進

8 生活困難者に対する相談支援事業

(1) ふくおかライフレスキュー事業

生計困難者に対する相談支援事業を行うため、福岡県社会福祉協議会等が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」に参画し、那珂川社会福祉法人協議会、市等と連携する。

- ・複合的な課題を抱えた世帯に対して、他部署・他機関との連携を図り、

世帯の生活安定と自立に向けた支援する。

(2) 法人協議会支援事業

市内の社会福祉法人が相互に情報交換を行い、幅広く地域の福祉ニーズや福祉課題を受けとめ、連携・協働しながら社会貢献事業の取り組みを考える場をつくる。

- ・法人相互の情報交換
- ・各法人等の社会貢献事業の実施状況の把握及び周知・広報
- ・その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(3) アウトリーチ事業

地域に出向いていくことで、公的制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組む。

- ・ネットワークや個別支援の実践を基盤に地域に出向いていくことを推進する。

V 権利擁護事業の充実

9 よろず相談事業

地域住民が気軽に相談できるよろず相談員を配置し、相談窓口の充実を目指すため、よろず相談運営事業などを行う。

イ、よろず相談窓口の開設（月2回・第2、4月曜13時～15時）

開設日以外にも、電話での相談を随時受け付け、対応する。

ロ、よろず相談員の配置

10 福祉サービス利用援助事業

(1) 日常生活自立支援事業

認知症、知的しょうがい、精神しょうがいなどで、判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用、日常的金銭管理を援助し、あわせて、事業を支える生活支援員の養成を行う。

イ、市民生活支援員の配置

市民生活支援員登録者を対象に、実働に向けた訪問同行を行い、より身近な地域で支えられる体制の構築を目指す。

(2) 成年後見制度啓発事業

住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくために、認知症、精神しょうがい、知的しょうがいなどで、判断能力が十分でない方も自分自身の暮らし方を自分で当たり前のように決めていける地域づくりを目指す。

イ、成年後見制度啓発の講演会（年1回）

成年後見制度について、地域住民に広く啓発を行い、自分らしい生活をいつまでも過ごせるように、自分自身の権利擁護について身近に感じ考えるきっかけづくりを行う。

ロ、成年後見に関する相談会

自分自身の権利を守る成年後見制度について理解し、日ごろの生活を

- 通した不安や悩みを専門職に相談できる機会をつくるために実施する。
- (3) 成年後見制度促進体制構築事業
地域の関係機関が相互に連携できる体制づくりを進める。

VI 情報発信の充実

11 広報・啓発活動事業

(1) 社協だより発行事業

住民にわかりやすく、見やすく、手に取っても読んでもらえるように社協だよりの充実を図る。

- ・社協事業の周知
- ・広告料の募集
- ・社協で組織した編集委員会の充実

(2) ホームページ更新事業

社協事業をより早く、広く、多くの人にPRしていく。

イ、ホームページの更新

(3) SNS 更新事業（変更）

イ、X（旧 Twitter）、Instagram、facebook、公式 LINE の更新

幅広い世代への情報発信として、より早く、より多くの地域活動の情報を発信する。

ロ、公式 Youtube（なかがわ社協ちゃんねる）の配信

(4) 調査・研究活動事業

住民の福祉ニーズを把握し、また、解決するためにはどんな方法や手段があるかを検討する。

イ、住民福祉ニーズ把握（年1回）

赤い羽根共同募金配分団体への活動ヒアリングを行い、相互に連携を深め、地域課題解決に向けた取り組みを行う。

(5) パンフレット作成事業

社会福祉協議会の事業内容や役割の周知を目的としたパンフレットを作成する。

イ、社協トラの巻の配布活用

「社協トラの巻」を会議、講座等や社協会員募集時に配布し、住民に社協の役割や事業内容を周知する。また、こども版については、福祉教育等で配布活用する。

ロ、社協トラの巻の内容改定の検討

VII 健康づくりと介護予防

12 一般介護予防事業

高齢者を対象に、健康づくり、仲間づくり及び生きがいづくりを促進するため、介護予防教室事業などを行う。

13 介護予防健康づくり事業

介護予防につながる健康づくりの体操や講話などを行う。

Ⅷ ボランティア活動

14 ボランティアの育成と活動推進事業

ボランティア情報等の発信支援、ボランティア育成とスキルアップ支援、活発なボランティア活動を行うための団体支援などを行う。

- ・ボランティア情報等の発信支援
- ・ボランティア育成とスキルアップ支援
- ・ボランティア活動支援
- ・活発なボランティア活動を行うための団体支援

15 ボランティア支援センターの共同運営事業

地域及びボランティア団体等と協力して、福祉ニーズを把握し、地域の福祉課題を明らかにし、住民とともに福祉課題の解決に向けて地域福祉活動を推進する。

- ・市、NPO、社協の3者でボランティアが活動しやすいボランティア支援センター運営を行う。

○法・委託事業計画

Ⅰ 在宅福祉サービス等の充実

16 介護保険事業

(1) 訪問介護事業

指定訪問介護事業所において、要介護者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者宅において入浴、排せつ、食事等の介助、調理・洗濯・掃除等の家事援助、外出介助、その他生活全般にわたる援助を行う。

イ、身体介護事業

起床・就寝介助、入浴介助、排せつ介助、食事介助、服薬介助、買い物や通院同行・介助、共に行う家事等を行う。

ロ、生活援助事業

掃除、洗濯、調理、買い物等を行う。

(2) 通所介護事業

指定通所介護事業所において、利用者に対し、通所介護計画に基づき通所介護サービスを提供することにより、その利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

イ、通所介護サービス事業

指定通所介護事業所において、利用者に対し、送迎、食事、整容、入

浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練、個別機能訓練、健康状態の確認を行うとともに、生活における問題点の確認を行う。また、生活における問題に対する相談や助言、解決に向けた対策の提案を多職種と連携し、住み慣れた地域での生活が継続できるように支援する。

□、設備整備事業

指定通所介護事業所の運営において、設備や備品等が老朽化しており、利用者の安全や利便性等の向上を図るため、定期的な点検や検査、計画的な整備を行う。

(3) 居宅介護支援事業

指定居宅介護支援事業所において、介護保険認定を受けた利用者への専従介護支援専門員が利用者の自立支援のため、より充実したケアプランの作成に努め、利用者の希望や自己負担及び介護給付の上限を踏まえてサービス計画の調整を行い、特定事業所加算Ⅱ算定事業所としての機能、運営を進める。

イ、介護相談事業

利用者から電話又は面談により相談を受け、健康状態や生活状況を利用者や家族から聞き取り、確認の上、介護保険の要介護認定の申請代行手続きを行う。

□、介護プラン作成事務

利用者や家族の生活状況等を聞き、利用者にあって介護サービス計画を作成や、福祉制度の活用、サービスの導入や連絡調整、モニタリング、給付管理業務を行う。

ハ、介護予防プラン作成事業

要支援１、要支援２の利用者の介護予防プランを作成し、介護予防サービスの提供の確保、介護予防サービス事業者等の連絡調整を行う。

二、実習生受入事業

特定事業所加算の指定を受けているため、介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等の研修する実習生の受け入れを行う。

ホ、介護支援専門員の資質向上

地域の外部研修等に参加して、知識を深めるとともに、情報収集に努めていく。

(4) 介護予防支援事業

指定介護予防支援事業所において、要支援１・２と認定された方や基本チェックリストにより判断された事業対象者に対し、高齢者自身が地域における自立した生活が送れるよう支援する。

イ、予防プラン作成事業

要支援１・２と認定された方や基本チェックリストにより判断された事業対象者に対し、本人の心身の状況や生活環境、本人や家族の希望に沿って、介護予防サービス・支援計画を作成し、モニタリング、評価、再アセスメント等を実施する。

ロ、サービスの連絡・調整及び医療機関や地域との連携事業

ケアプランに位置付けたサービス事業所や、施設などとの連絡・調整及び医療機関や地域との連携を行う。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを旨とする。

イ、訪問型サービス事業

指定訪問介護事業所において、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者宅において入浴、排せつ、食事等の介助、調理、洗濯、清掃等の生活援助、外出援助、その他生活全般にわたる援助を行う。

ロ、通所型サービス事業

指定通所介護事業所において、利用者に対し、通所介護計画に基づき通所介護サービスを提供することにより、その利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

- ・利用者に対し、送迎、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援、生活機能訓練、運動器機能向上訓練、健康状態の確認を行うとともに、生活における問題点の確認を行う。

- ・生活における問題に対する相談や助言、解決に向けた対策の提案を多職種と連携し実施する。

(6) 業務継続計画(BCP)作成事業

各介護事業所において、大規模災害の発生や感染症の流行に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時の対応などをまとめた業務継続計画(BCP)の推進に努める。

17 障がい福祉サービス事業

(1) 居宅介護事業

指定居宅介護事業所において、障がいを有する利用者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者宅において入浴、排せつ、食事等の介助、調理・洗濯・掃除等の家事援助、通院等介助、同行援護、その他生活全般にわたる援助を行う。

イ、障がいを有する利用者への身体及び家事支援事業

- ・起床・就寝介助、入浴介助、排せつ介助、食事介助、服薬介助、買い物や通院同行・介助、共に行う家事等の身体介護
- ・清掃、洗濯、調理、買い物等の家事援助
- ・通院同行や通院介助

ロ、視覚障がいを有する利用者への同行援護事業

- ・視覚障がい者・児の買い物、通院、散歩等の外出支援

(2) 地域生活支援事業

指定居宅介護事業所において、障がいを有する利用者への移動支援を行う。

- ・障がい有する利用者の手続き、通院、余暇活動等の外出支援を行う。

(3) 相談支援事業

指定相談支援事業所において、障がい有する利用者や介護保険認定を受けた利用者に対し、相談に応じ、助言や連絡調整の必要な支援を行うなどサービス利用計画の作成を行い、訪問介護事業所等へ利用者を依頼し、訪問介護事業所等の連携により利用者の自立支援等を行う。

イ、相談・支援事業

利用者や家族から相談を受け、健康状態や生活状況を聞き取り、利用者が自立した生活営むことができるよう支援する。

ロ、プラン作成事業

しょうがい者・児に対し、本人の心身状態をアセスメントし、課題を整理し、本人の意向をくみ取りながら、利用者にあった障害福祉サービス・支援計画を作成し、モニタリング、評価、再アセスメント等を実施する。

18 配食サービス事業

計画的な配食サービスを行うことにより、高齢者等の健康と自立した生活の向上と安全・安否確認の徹底を図る。

- ・新規利用者の調査
- ・利用者に対する安全・安否確認の徹底
- ・事業啓発・広報活動の充実

19 手話奉仕員養成講座事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する機会をつくることで、意思疎通を図る事に支障がある聴覚しょうがい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域づくりを目指す。

イ、手話奉仕員養成講座（年46回、通年開催）変更

手話奉仕員養成講座は、入門編、基礎編を通年で実施する。

ロ、フォローアップ交流会の開催（年1回）

手話奉仕員養成講座修了生を対象にしたフォローアップ交流会を実施する。

20 児童福祉法に関連する支援事業

子育て支援等を行うため、ヘルパーを自宅に派遣し、児童及び保護者の育児及び家事に関する援助を行う。

- ・産前・産後家事育児支援ヘルパー派遣事業
- ・養育支援訪問事業

Ⅱ 地域包括ケア体制の推進

21 地域包括支援センター事業

第1 地域包括支援センター事業計画に基づき、保健医療の向上及び福祉増進を包括的に支援することに努め、地域づくり、地域のネットワーク構築を進める。

イ、地域ケア会議の開催

個別事例の検討を通して、介護支援専門員のスキルアップを図り、地域課題の抽出を行う。

ロ、生活支援体制整備事業との連携・情報共有

- ・生活支援コーディネーターが担う地域の資源把握、分析等の取り組みへの協力を行う。
- ・介護予防・生活支援サービス創出に向けた情報共有や活動への協力を行う。
- ・地域ケア会議における地域課題について、生活支援コーディネーターと共有する。

ハ、成年後見制度の周知及び環境整備

二、総合相談支援業務

- ・地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて業務を継続していく。
- ・地域におけるネットワークの構築や地域の実態把握に努める。

ホ、権利擁護業務

認知症等により判断力が低下した高齢者や虐待・権利侵害を受けている高齢者等に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行う。

ヘ、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、様々な職種と協働するとともに、地域の関係機関との連携を図る。

ト、介護予防ケアマネジメント業務

支援が必要な高齢者に対し、高齢者自身が地域における自立した日常生活が送れるよう支援する。また、地域生活に対して介護予防に資する知識、活動の普及啓発に努める。

チ、医療と介護の連携推進

医療・介護の連携を図るために顔の見える関係づくりを行う。

リ、高齢者実態把握

高齢者及び地域の状況を把握する。

22 認知症地域支援推進員事業

認知症地域支援推進員を置き、認知症に関する相談や支援、地域づくりを推進する。

イ、認知症高齢者に向けた支援の充実

- ・認知症高齢者やその家族を含めた地域住民が気軽に集える場である認知症カフェ開催の支援を行う。
- ・キャラバン・メイト及び認知症サポーターの増員を図り、安心して活動ができるように情報提供や環境調整を行う。
- ・小中学校や地域での認知症サポーター養成講座や声かけ訓練を実施する。
- ・認知症当事者の声を踏まえながら、認知症の理解促進に繋がる取り組み

- みなどの普及啓発を行う。
- ・関係機関との連携を図る。
- 、認知症高齢者及び家族への支援
 - ・認知症初期集中支援チームとの連携強化や支援の方法の再考により、より効率的な支援に繋げる。
 - ・相談会や個別の相談に応じる。
 - ・認知症の方やその家族のための安心手帳であるケアパスや SOS ネットワークの充実や啓発を行う。

Ⅲ 福祉センターの充実

23 福祉センター管理運営事業

デイサービスセンター、相談室、ロビー、風呂、ふれあい交流室、会議室などの管理及び運営の充実を図る。

イ、施設設備の点検及び維持管理

業者による定期点検報告の確認及び館内設備のメンテナンス等

□、施設使用・貸与に係る円滑な受付業務

館内設備利用(お風呂、会議室等)における利用申請手続き

ハ、本社協が市から指定管理を受けるにあたり、福祉センターの安定・充実を図るための検討を進める

二、次期指定管理業務更新のための計画策定等検討業務

24 福祉センター機能充実事業

さまざまな世代が利用できる「憩いの場」としての機能、福祉に関する地域住民への情報を発信する機能を充実させる。また、講座イベントを通して、利用者同士のふれあい、交流を深め、楽しみづくりの機会を提供する。

イ、地域福祉活動情報発信事業

センター内にサロン情報の発信、福祉情報の集約をした掲示板を作成する。

□、地域福祉活動・地域住民交流拠点づくり事業

- ・おしゃべり広場の開催（年3回）
- ・にこにこ赤ちゃんハイハイレース（年2回）
- ・ステージ活用プロジェクト（月1回）
- ・夏休みこどもイベントの実施（年1回）
- ・夏休み宿題福祉センター開放（夏休み期間中）
対象を大学生まで拡大する。
- ・季節にあわせた館内の雰囲気づくり（七夕会、節分）

ハ、福祉センター広報・啓発事業

社協だより、市広報、市内関係施設でのポスターの掲示を行う。また、福祉センターのリーフレットを作成し、地域住民に配布する。

・「ちょこま」の実施（年1回）

福祉センターの周知のためのイベントを市内事業所等の協力を得な

がら行う。

- 二、福祉センター周辺、館内環境整備事業
花壇の整備、見やすい掲示板の設置を行う。

○自主事業計画

I 相談・貸付の充実

25 心配ごと相談事業

心配ごと相談員及び弁護士による、住民が日常生活上のあらゆる相談を行うことのできる相談所を開設する。

- ・心配ごと相談（毎月第1～4水曜日 13時から15時）
- ・弁護士相談（毎月第1～3水曜日 13時から15時）

26 資金の相談・貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付事務受託事業

低所得者、障がい者、又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより生活の安定を図る。

イ、生活福祉資金貸付事業

緊急小口資金、総合支援資金、教育支援資金、福祉資金の申込受付及び償還事務等における相談支援を行う。

ロ、生活福祉資金特例貸付債権管理事業

新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付をされた借受人に対する償還に向けたフォローアップの相談支援事務を行う。

(2) つなぎ資金貸付事業

生活保護世帯主、生活保護申請世帯主及び生活困窮にある世帯主に対し生活維持にあたって緊急を要する等の事由により、必要とする資金の貸付(上限 20,000 円)を行う。

- ・償還額は原則月 5,000 円とする。ただし、困難な理由があれば変更できる。

II 組織・職員スキルの向上

27 組織スキル向上事業

(1) 職員プロジェクト事業

社協事業の進捗確認や課題・問題点を検討するため、プロジェクトチームとして職員間で組織し、組織スキルの向上を図る。

- ・介護保険事業運営検討プロジェクト会議（必要に応じて）
- ・災害対策検討プロジェクト会議（必要に応じて）
- ・その他目的を達成するために必要な会議

(2) 資格取得支援等事業

職員が、社協事業に必要な資格取得を支援等を行う。

イ、資格取得支援事業

社協事業において必要となる高度な専門職などの資格を取得するための費用等を支援する。

ロ、資格取得運営事業

管理運営上必要とする選任要件を求められるものについては適宜資格取得を行う。

- ・安全運転管理者、防火管理者、危険物取扱者、衛生管理者、応急手当普及員など。

(3) 人事考課制度事業

組織スキルの向上を図るため、職員の業務の遂行度、業績、能力を評価し、給料、賃金や昇任、昇格等の人事施策に反映させる仕組みを推進する。

イ、人事考課制度運営事業

人事考課制度の実施にあたり、「介護職員キャリアパス」の考えである、将来の経営展望に見合った人材を体系的に示し、戦略を確保する。

また、職員個人に対しては、明確な目標を与え、公正な考課を行うことにより、人材の活性化を図り、目標達成管理、能力開発、人材育成、教育研修、能力業績主義賃金などを総合的に盛り込み、自己の能力を伸ばしながら業績に貢献することができる仕組みを推進する。

(4) 労働時間管理制度事業

職員の健康管理等の観点から、職員の労働時間の状況を客観的かつ適切な方法で把握する仕組みを推進する。

イ、労働時間管理運営事業

「勤怠管理クラウド」システムにより、職員の労働時間の状況把握の仕組みづくりを強化する。

(5) メンタルヘルス対策事業

職員の健康管理等の観点からストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調を未然に防止する取り組みを進める。

イ、メンタルヘルス対策運営事業

健康診断等の方法により、職員のストレスの状況を客観的かつ適正に把握するため、メンタルヘルス対策事業を進める。

(6) 人事労務管理システム制度事業

職員の人事、労務管理の観点から、職員の情報、雇用状況、人事異動履歴等の状況をデータベースで把握する仕組みづくりを構築し、人事労務の情報管理業務の効率化を推進する。

イ、人事労務管理システム運営事業

職員の人事・労務に関する情報をシステムにより管理し、職員の労働状況把握の仕組みづくりを進める。

(7) 中間管理職体制確立事業

社協の組織体制の充実と組織力の強化を図るため、中間管理職の構築、育成体制の確立に取り組む。

イ、中間管理職体制導入事業

中間管理職体制の確立を図るため、中間管理職の構築、育成体制の導入

に取り組む。

28 職員スキル向上事業

(1) 職員研修事業

職員スキルの向上を図るため、職員研修体制の構築を目指す。

- ・行政、福岡県社協、専門機関・団体等の主催による職員の資質向上研修や専門職の実務研修に参加する。
- ・職員及び係長の監督者としての資質向上・接遇研修等を行う。
- ・職員の人権意識の向上を図るため、人権研修等を行う。

(2) 研修会支援事業

研修を義務付けられている専門職に対する受講を支援する。

- ・行政、福岡県社協による専門研修の受講を支援する。
- ・専門機関・団体等の主催による専門職の基礎・更新研修の受講を支援する。

Ⅲ 事業運営の透明性等の向上

29 事業運営透明性向上事業

(1) 文書管理システム事業

公文書の保存年限を明確にし、保存終了した公文書は適切に廃棄する仕組みを推進する。

- ・文書管理のシステムを図る。

(2) 情報公開制度事業

社協が保有する情報の公開の仕組みを構築し、公正で透明性のある運営を推進することにより、社協に対する住民の理解と信頼の確保を図るため、情報公開制度を推進する。

- ・文書管理システムと整合性を図り、公文書の処理過程の段階で公開・非公開等を明示する。

(3) 自己評価・第三者評価制度事業

自らその提供するサービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、良質かつ適切なサービスを提供するよう進める。

- ・自己評価・第三者評価制度を円滑かつ適正に導入するために調査研究を進める。

(4) 個人情報保護制度事業

社協が保有する個人情報の適正な取扱いの確保の仕組みにより、適正かつ円滑な運営を推進することにより、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報保護制度の見直しを進める。

- ・文書管理システムと整合性を図り、公文書の個人情報を特定し、適正な管理のうえ、開示、訂正等の仕組みづくりを確立する。

Ⅳ 経営基盤強化及び安定化事業

30 経営基盤強化及び安定化事業

本社協の経営基盤の強化及び安定化を図り、地域福祉推進の中核的存在としての役割を安定・継続的に推進する。

- ・「経営五力年基盤強化・安定化計画(中期経営計画)」を策定する。

V 法人運営事業

31 法人運営事業

理事会、評議員会の開催、理事の一斉改選、評議員の改選、評議員選任・解任委員の改選、法人の事業認可等の手続き、届出(資産の変更登記)、財務諸表チェック体制の確立、役員等の報酬及び費用弁償の見直しに取り組む。

イ、理事会の開催

年5回(5月、6月、9月、12月、3月)

ロ、評議員会の開催

年3回(6月、12月、3月)

ハ、評議員選任・解任委員会の開催

ニ、共同募金理事会の開催

年2回(5月、3月)

ホ、共同募金合同会議の開催

年1回(9月)

